

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

（補則）

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会が別に定める。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成26年4月1日から適用する。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	事業年度	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
-----	-----------------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	1,939,000 円
受取寄附金	2,483,285 円
受取助成金等	1,189,000 円
自主事業収益	56,913,718 円
受取利息	81,759 円
研究センター収益	9,102,000 円
その他収益	9,000 円
	円
	円
合 計	71,717,762 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,726,226	自主事業及び科学学術事業
		11,566,110	自主事業及び科学学術事業
		11,120,614	自主事業及び科学学術事業
		9,842,372	自主事業及び科学学術事業
		3,450,000	活動助成

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		13,137,336	富士山測候所への荷物運搬料
		3,279,663	富士山測候所及び周辺地の電力料金
		1,666,500	富士山送電線の保守
		1,023,880	地磁気観測システム取付
		990,000	富士山気象観測データ

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）25/02/21 入力済み

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内 容	役務の提供年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
		富士山測候所利用	R7 年 8 月 25 日	12,726,226	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 7 月 31 日	11,120,614	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 7 月 31 日	11,566,110	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 7 月 18 日	9,842,372	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 8 月 8 日	1,017,758	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R8 年 2 月 10 日	300,475	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 9 月 26 日	361,300	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 11 月 28 日	103,500	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 11 月 10 日	13,500	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 12 月 26 日	150,500	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 12 月 26 日	2,167,001	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R7 年 12 月 8 日	132,400	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所利用	R8 年 1 月 15 日	297,074	2025 年度富士山測候所利用料金表による（収入）
		富士山測候所への荷物運搬料	R7 年 10 月 17 日	13,137,336	請求書による（支出）
		富士山送電線の保守	R7 年 5 月 7 日	1,666,500	請求書による（支出）
		富士山測候所のし尿処理	R7 年 9 月 1 日	572,000	請求書による（支出）

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
該当しない。					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
8人	13,969,949円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
		合計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
なし		円

(注意事項)

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	富士山測候所を活用する会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	令和7年4月1日～令和8年3月31日		28人	0人	0%	2人	7.1%
②							
③							
④							
⑤							
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申請時							

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。

- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第 3 表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第 3 表付表 2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第 3 表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第 3 表付表 1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第 3 表付表 2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものを行い、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	富士山測候所を活用する会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		28人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
										就任・退任 年月日
井出 里香		理事		○						平成22年7月1日 就任
小野寺 昇		理事		○						令和6年6月8日 就任
大河内 博		理事		○						平成22年7月1日 就任
片山 葉子		理事		○						平成22年7月1日 就任
加藤 俊吾		理事		○						平成28年7月1日 就任
兼保 直樹		理事		○						平成22年7月1日 就任
鴨川 仁		理事		○						平成29年6月1日 就任
小林 拓		理事		○						平成26年7月1日 就任
櫻井 芳之		理事		○						平成26年7月1日 就任
佐々木 一哉		理事		○						平成26年7月1日 就任

皆巳 幸也		理事		○								平成 26 年 7 月 1 日就任
村田 浩太郎		理事		○								令和 6 年 6 月 8 日 就任
山本 正嘉		理事		○								令和 3 年 6 月 5 日 就任
和田 龍一		理事		○								平成 30 年 7 月 1 日 就任
岩坂 泰信		監事										令和 3 年 6 月 5 日 監事就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	富士山測候所を活用する会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
小口現金出納帳	手書き ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	月1回	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	表計算ソフト（エクセル） ルーズリーフ	都度	10年
給与台帳	表計算ソフト（エクセル） ルーズリーフ	月1回	10年

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	富士山測候所を活用する会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☐ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ

2024年度 富士山測候所利用料金表

2024/1/1
認定NPO法人富士山測候所を活用する会

1. 山頂庁舎装置料

費目			単位	単価		備考
				研究グループ	企業グループ	
施設維持管理料(コロナ特別対策費含む)			グループ	70,000円	500,000円	インフラ(電源・建物・道路等)の維持管理及び安全管理
運搬料	荷物(太郎坊ー山頂)		kg	710円	810円	ブルドーザーによる機材・手荷物等の上げ荷・下げ荷
	荷物管理者(太郎坊ー山頂)		人	15,600円	19,000円	ブルドーザーによる荷物管理者の上山・下山
装置設置料	夏期 *1 *2	利用優先権なし	m ² ・日	3,500円	3,500円	(場所・電源の提供) ・装置据付場所(屋外を含む)の提供 ・装置電源の提供 (運用作業) ・装置の搬入、据付、撤去、搬出作業の立会 ・ランプ目視確認作業 ・依頼者指示による電源OFF/ON
		利用優先権あり	m ² ・日	9,000円	8,800円	・屋内外設置場所が競合した場合の優先利用 ・電力の優先的利用 ・24H滞在定員13名を超えた場合の優先利用 *7
	冬期 *3		m ² ・月	10,000円	12,000円	・夏期観測撤収後も装置を①次シーズンまで通年観測で使用する場 合、②山頂に残置する場合の設置場所の提供
					*設置面積m ² ×月数を入力	
運用作業 代行料	高度定期作業		回	5,000円	5,000円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業		回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業		回	9,200円	9,200円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
屋内インターネット(無線・有線)利用料			日	1,200円	1,200円	・インターネット回線の提供

2. 太郎坊基地装置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	太郎坊利用のみ、ないしは 太郎坊・御殿場利用のみ		40,000円	80,000円	
装置設置料	夏期	m・月	2,100円	3,000円	(場所・電源の提供)
	*1 冬期	m・月	4,200円	6,000円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行
					※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行
					※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
屋内インターネット（無線・有線）利用料		グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

3. 御殿場基地装置料

費目		単位	単価		備考
			研究グループ	企業グループ	
施設維持 管理料	山頂利用あり	グループ	0円	0円	インフラ（電源・建物・道路等）の維持管理及び安全管理
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		0円	0円	
	御殿場利用のみ		20,000円	40,000円	
装置設置料	山頂利用あり・太郎坊利用あり	㎡・月	0円	1,000円	(場所・電源の提供) ・装置据付場所の提供、装置電源の提供
	山頂利用なし・太郎坊利用あり		2,100円	3,000円	
	御殿場利用のみ		4,200円	6,000円	
運用作業 代行料	高度定期作業	回	4,500円	4,500円	・手順書に従った高度な定期作業代行 ※ハイボリのフィルター交換等の高度な作業
	単純定期作業	回	700円	700円	・手順書に従った単純な定期作業代行 ※採取用ボトル交換等のごく単純な作業
	障害対応作業	回	8,900円	8,900円	・障害対応手順書または依頼者指示による障害対応作業代行
屋内インターネット（無線・有線）利用料		グループ	2,000円	3,000円	・インターネット回線の提供
		日	100円	150円	

4. 山頂・御殿場利用者料(コロナ特別対策費含む)

費目			単位	基準料金*4 (非会員・賛助会員)	割引料金*5 (正会員・学生会員・ 高所医学被験者)	備考
山頂庁舎 利用料	昼間利用 (8h利用)	一般	人	4,500円	4,000円	
		学生*6	人	3,500円	2,900円	大学生及び大学院生
		中高生・児童*6	人	900円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
	終日利用 (24h利用)	一般	人	13,500円	11,500円	
		学生*6	人	10,000円	8,500円	大学生及び大学院生
		中高生・児童*6	人	1,500円	—	専門学校生及び高等専門学校生を含む
御殿場基地 利用料	終日利用 (24h利用)	一般	人	4,500円	3,700円	
		学生	人	3,500円	2,900円	

合計

※上記料金表はすべて消費税込みの料金とする

*1) 占有面積は機材を設置してある固まり単位の面積(最小単位1m²、小数点以下切上)を合計して算出する。

*2) 夏期の日数は装置を設置した日から撤収した日までの通算の日数とする。ただし、①通年観測装置、②冬期も残置する装置については60日とする。

*3) 冬期の月数は10カ月とする。

*4) 利用者料の基準料金の適用対象者は、非会員および賛助会員とする。

*5) 利用者料の割引料金は、基準料金より約20%ディスカウントした額の特典を提供するもので、適用対象者は①正会員、②学生会員、および③高所医学研究の被験者とする。

*6) 学生、中学生、高校生および児童については、必ず引率者(一般)が同伴すること。

*7) ただし、優先利用者同士で競合した場合は、協議により調整する。

※利用料金の支払い時期

利用料金は夏季観測終了後に請求書に基づき支払うものとする。

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会 給与規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会職員就業規則第22条に規定する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

（給与の決定）

第2条 職員の給与は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、新たに命ぜられた職務の質及び勤務条件を考慮して、決定する。

2. 職員の給与は、月給又は年俸で決定する。

（月給職員の給与）

第3条 月給職員の給与は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 基本給
- （2） 諸手当
 - ア 扶養手当
 - イ 住宅手当
 - ウ 通勤手当
 - エ 時間外手当
 - オ 休日手当
 - カ 調整手当

（年俸職員の給与）

第4条 年俸職員の給与は、年俸及び通勤手当とする。

2. 年俸の月額、年俸の12分の1を基本とする。

第2章 諸手当

（扶養手当）

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2. 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- （1） 配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）
- （2） 満18歳未満の直系卑属
- （3） 満60歳以上の直系尊属
- （4） 重度心身障害者

第6条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条同項第2号から第4号までの扶養親族については、それぞれ5,000円、その他扶養親族1人につき3,000円とする。

（住宅手当）

第7条 住宅手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

- ア 月額30,000円未満の家賃を払っている職員
10,000円
- イ 月額30,000円以上50,000円未満の家賃を払って

いる職員 15,000円

- ウ 月額50,000円以上の家賃を払っている職員
20,000円

（通勤手当）

第8条 通勤のため交通機関を利用する職員は、通勤手当として定期券1ヶ月の金額を支給する。

第9条 職員は、通勤手当の月額の変更すべき事項が生じた場合には、速やかにその旨を届けなければならない。

（時間外手当）

第10条 命令を受けて時間外又は深夜に勤務したときは、労働基準法に定める割増率に準じて時間外手当を支給する。

（休日出勤の割増手当）

第11条 命令を受けて日曜日ならびに祝祭日に勤務し、代休がとれないときは、労働基準法に定める割増率に準じて休日出勤手当を支給する。

（調整手当）

第12条 調整手当は職務能力に応じて支給する。

第3章 給与の支払及び計算

（給与の支払及び控除）

第13条 給与は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座へ全額振り込むものとする。ただし、次の各号に掲げるものは給与から控除する。

- （1） 所得税
- （2） 健康保険料（介護保険料を含む）個人負担分
- （3） 厚生年金保険個人負担分
- （4） 雇用保険個人負担分
- （5） 給与から控除することに、職員の書面による了解を得られたもの。
- （6） その他

（給与の支給日）

第14条 給与は、毎月25日に締め、28日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

（日割・時間割計算法）

第15条 職員が、給与計算期間の中途にて、採用、退職したときもしくは特に定めるものについては、日割又は時間割計算により支給する。

（給与の減額）

第16条 職員が欠勤（遅刻、早退、私用外出を含む）したときは、本給、諸手当から日割りによって減額し、支給する。

（給与減額の適用除外）

第17条 前条の規定にかかわらず、次の号に定める場合には、特に定めるもののほか、給与の減額は行わない。

- （1） 就業規則に定める年次有給休暇及び特別休暇の場合。ただし、特別休暇のうち業務上の負傷又は疾病によ

り欠勤した場合で、その療養期間中労働者災害補償保険の給付を受ける期間は、この限りでない。

（２） 業務上負傷又は疾病により欠勤した場合で、医師の証明により最小限度必要と認める期間。ただし、この場合においても傷病手当金の支給を受けるときは、この限りでない。

（休職者の給与）

第 18 条 職員が休職を命ぜられたときには、給与を支給しない。ただし、休職の事情を考慮して、給与の全額またはその一部を支給することがある。

（退職及び死亡の場合の支給額）

第 19 条 定年退職及び当法人の都合による退職並びに死亡の場合には、その者が現に受けている本給の月額を退職した日が属する月について全額支給する。

（日割計算による給与支給対象）

第 20 条 次の各号の場合は、日割計算をもって支給する。

- （１） 新たに給与を受けることとなった場合
- （２） 給与に変更があった場合
- （３） 給与支給対象期間の途中で長期欠勤者となった場合
- （４） 前条に規定する事由以外の理由で退職した場合

付則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

臨時職員就業規則

令和 7 年 5 月 22 日

運営委員会決定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会（以下「当法人」という）臨時職員の労働条件その他就業に関する事項を定めるものである。

2. 臨時職員の就業に関する事項は、この規則に定める事項のほか、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 本規則は、当法人の業務遂行のために短期・臨時的に 1 日単位又は 1 時間単位で雇用する者に適用する。

第 2 章 就業時間及び休憩

(就業時間)

第 3 条 1 日の所定就業時間は次のとおりとする。

始業 10 時 00 分

終業 18 時 00 分

休憩 12 時から 13 時までの 1 時間を基本とする。

第 3 章 賃 金

(賃金の構成)

第 4 条 賃金の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本賃金

(2) 交通費

2. 基本賃金は、次のとおりとする。

(1) 1 日単位で雇用する者・・・1 日につき 9,100 円

(2) 1 時間単位で雇用する者・・・1 時間につき 1,300 円

ただし、研修期間（3 ヶ月）は、1 時間につき 1,150 円とする。

3. 交通費は、出張旅費規程に従い、実費を支給する。

4. 業務の難易度により、賃金の額を変更する必要がある場合は、理事長の承認を得るものとす

る。

(賃金の支払)

第5条 賃金は1日毎に計算し、翌週の初営業日に支払う。

付則

この規則は、平成25年1月27日から施行する。

2. この規則は、平成25年4月1日から適用する。
3. この規則は、令和4年4月1日から遡及適用する。
4. この規則は、令和7年4月1日から遡及適用する。